

令和3年度 福岡支部事業実施結果について

令和3年度 福岡支部重点施策

分野	重点施策						担当グループ	該当ページ		
基盤的保険者 機能関係	1	効果的なレセプト点検の推進						レセプト	3	
	2	返納金債権発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進						レセプト	4	
	3	柔道整復施術療養費等の照会業務の強化						業務	5	
戦略的保険者機能関係	4	データヘルス計画の着実な実施 (第2期)	1	特定健康診査及び特定保健指導の推進	1	健診	1	被保険者（生活習慣病予防健診）	保健	6
							2	被保険者（事業者健診データ取得）	保健	6
							3	被扶養者（特定健診）	保健	6
			2	糖尿病・高血圧症重症化予防事業の実施	2	保健指導	1	被保険者	保健	6
							2	被扶養者	保健	6
									保健	7
	3	コラボヘルスの推進			企画総務	8				
	5	医薬品の適正使用を通じた医療費適正化						企画総務	9	
	6	加入者等の理解促進（広報活動）						企画総務	10	
	7	加入者等の理解促進（健康保険委員を通じた活動）						企画総務	11	
8	メタボ該当者への健診前通知事業						企画総務	12		
9	地域の医療提供体制への働きかけ						企画総務	13		

自己評価一覧

項番	令和3年度 福岡支部の重点施策	自己評価
1	効果的なレセプト点検の推進	C
2	返納金債権発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進	A
3	柔道整復施術療養費等の照会業務の強化	A
4-1	特定健康診査及び特定保健指導の推進	A
4-2	糖尿病・高血圧症重症化予防事業の実施	A
4-3	コラボヘルスの推進	A
5	医薬品の適正使用を通じた医療費適正化	A
6	加入者等の理解促進（広報活動）	S
7	加入者等の理解促進（健康保険委員を通じた活動）	A
8	メタボ該当者への健診前通知事業	B
9	地域の医療提供体制への働きかけ	B

「自己評価」について

令和2年度の事業進捗度・達成度を自己評価したものです。

S：目標を大きく上回る、A：目標を上回る、B：概ね目標達成、

C：目標達成に至らず、D：目標を大きく下回る

1. 効果的なレセプト点検の推進

【事業内容】

- 内容点検 . . . 内容点検効果向上計画の確実な実施。点検員間の情報共有及びスキル向上。
- 資格・外傷点検 . . . システムを活用した効率的な点検の実施。

※内容点検：診療内容の点検、資格点検：資格喪失後受診等を点検、外傷点検：労災・第三者行為による傷病を点検

【K P I】内容点検査定率 前年度 (0.402%) 以上

※医療機関から支払基金へのレセプト請求点数に対する内容点検査定点数 (協会 + 支払基金) の割合

【K P I】再審査レプト1件当たり査定額 前年度 (7,048円) 以上

実施結果

◆ 内容点検査定率 (0.354% : 前年度 0.402%)

◆ 再審査レプト1件当たり査定額 (6,555円 : 前年度 7,048円)

資格点検効果額※ (1,487円 : 前年度 1,502円)

外傷点検効果額※ (310円 : 前年度 453円)

※効果額は加入者1人あたりに換算した金額。

◆ 内容点検に係る点検スキルの向上のために各種勉強会等を実施した。

・ 審査医師との勉強会 (毎月) ・ 支払基金との意見交換会 (毎月) ・ 支部主催の外部講師による研修 (11月)

◆ 資格点検・外傷点検を確実に実施するために業務の標準化を進めた。

今後の見通し

◆ 内容点検については、再審査請求の状況や査定結果をもとに支部の傾向と点検員個々の傾向を比較、検証することで課題等を明らかにし、点検員と共有しながら実情に応じたアドバイスや指導を行うことで支部全体のスキルアップを図る。

◆ 資格・外傷点検については、事務処理手順書に基づいた事務処理を徹底することにより業務の標準化を進め、効率的な点検を実施する。

内容点検査定率は、支部順位を前年度6位から25位に落とした。総体的に点検スキルが低下したことや、コロナ禍で点検員が在宅勤務となったことによる点検日数の減少等により、K P I を達成することができなかった。

資格点検・外傷点検については、業務の標準化を進め、確実に実施することができたと考える。

自己評価：C

2. 返納金債権発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進

【事業内容】

- 保険証回収 . . . 被保険者への文書・電話による催告の実施。事業主への周知・広報活動の実施。
- 債権回収 . . . 債務者への早期アプローチと保険者間調整・法的手続の積極的な実施。

【K P I】 保険証回収率 前年度（93.58%）以上 ※資格喪失後1か月以内の回収率
【K P I】 返納金債権回収率 前年度（50.57%）以上 ※返納金は資格喪失後受診に係る債権

実施結果

- ◆ 保険証回収率 (82.77%)
返納金債権回収率 (61.15%)
- ◆ 資格喪失後受診の発生防止のため、広報誌への掲載等で周知した。
- ◆ 資格喪失時に保険証が返納されていない被保険者に対し、文書催告、回収不能届による電話催告を実施した。
- ◆ 資格喪失時に保険証が添付されていない件数の多い事業所へ、文書催告並びに電話催告を実施した。
- ◆ 高額債務者に対し、納付期限前に電話催告等により、早期回収に努めた。
- ◆ 国民健康保険との保険者間調整を積極的に実施した。（件数 282件、金額 80,780,982円：前年度比187.16%）

今後の見通し

- ◆ 資格喪失後受診抑制のため、事業主や加入者に対して、広報誌、各種研修会等を通じて広報を実施する。
- ◆ 保険証の早期回収のため、文書催告に併せて、被保険者証回収不能届を活用した電話催告を実施する。
- ◆ 債権回収率向上のため、催告手順に従い早期に債務者へ接触する。また、保険者間調整や法的手続を積極的に実施する。

保険証回収率は、事業所や加入者への広報や早期回収のための文書・電話催告を実施したが、KPIを達成することができなかった。返納金債権回収率は、早期回収に向け、電話勧奨や支部独自の勧奨文書により債務者からの連絡を促した結果、K P I を大きく上回る61.15%となった。

自己評価：A

3. 柔道整復施術療養費等の照会業務の強化

【事業内容】

- 適正受診の促進
正しい柔道整復のかかり方等についてホームページや広報誌等にて周知広報を実施。
 - 加入者・施術者への照会業務等の強化。
多部位・頻回受診者を対象に患者照会を実施し、負傷部位を意図的に変更することによる過剰受診に対する照会を強化。
- 【K P I】 柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上の施術の申請の割合（件数）について前年度（1.48%）以下とする。

実施結果

- ◆ 柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上の施術の申請の割合（件数）については、令和2年度1.48%（13,280件）→令和3年度1.30%（12,614件）となり、前年度比**0.18ポイント減少**となった。
- ◆ 患者照会については、適正受診のためのチラシを同封し、36,611件を送付した。（令和2年度 33,396件：前年度比 9.6%増）照会は、3部位かつ5日以上の施術対象者、頻回施術対象者、長期施術対象者に対し実施した。また、「協会けんぽふくおかだより」に適正受診の記事を掲載した。
- ◆ 令和3年度については、疑義のある施術管理者に対し、面接確認を実施したほか、部位転がしの疑いや頻回受診等、施術所ごとに違う視点での注意喚起文書を181件（令和2年度:178件）送付した結果、83.6%（令和2年度:83.1%）の施術所に改善がみられた。

今後の見通し

- ◆ 引き続き、主に3部位かつ5日以上の施術対象者に患者照会を行うとともに、頻回施術対象者、長期施術対象者への照会も行い、適正受診について周知を図る。
- ◆ 柔整審査会では審査観点を増やし、疑義があると判断した施術所へは注意喚起文書を送付するとともに、不正の疑い等のある施術管理者については面接確認委員会を通じて面接を行い、更なる適正化を目指す。

令和2年度と比較すると、コロナ禍による受診控えが減少し、全申請件数は増加しているものの、K P Iの対象である3部位かつ月15日以上施術の申請件数は減少した。

複数月の申請傾向を踏まえた施術管理者への注意喚起文書の送付、不正疑いのある施術所への面接確認の実施、継続的に多くの患者照会（適正受診チラシ同封）を行ったことによりK P Iを達成した。

自己評価：A

4-1. 特定健康診査及び特定保健指導の推進

【事業内容】

- 特定健康診査の受診率向上に向けた取組
事業者健診データの取得促進、市町村主催のがん検診等との同時実施（被扶養者）等
- 特定保健指導の推進
外部委託機関における特定保健指導実施の推進

【K P I】生活習慣病予防健診実施率 56.3%以上 事業者健診データ取得率 11.0%以上 特定健康診査実施率 27.4%以上
 【K P I】特定保健指導実施率 被保険者 22.1%以上、被扶養者 20.2%以上

実施結果

	対象者	実施人数 (年度実績)	前年度比	実施率	主な取り組み	
生活習慣病予防健診	被保険者	405,295	106.0%	54.8%	<ul style="list-style-type: none"> ・15市町村において集団健診実施（延べ53日間） ・GIS（地理情報システム）を活用した被保険者への直接的な受診勧奨と制度周知文書の送付（約10万件） 	
		54,071	95.4%	7.2%		
事業者健診データ					<ul style="list-style-type: none"> ・福岡県・労働局との連名文書送付による新規同意書取得580事業所 ・同意済事業所分のデータについて、外部委託の活用により健診実施機関・事業所より取得 	
特定健康診査	被扶養者	42,842	116.0%	20.4%	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村との連携によるがん検診との同時実施を57市町村において実施（延べ417日間） ・ショッピングモール等での集団健診実施（延べ120日間） ・GIS（地理情報システム）を活用した個別勧奨の実施（約10万件） 	
特定保健指導	被保険者	初回	22,005	119.8%	<被保険者> <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防健診実施機関のうち、特定保健指導外部委託機関を90機関に拡大（令和2年度82機関） ・協会保健師等による遠隔初回面談の導入 <被扶養者> <ul style="list-style-type: none"> ・既契約機関への訪問による実施体制強化の働きかけ ・専門機関への外部委託による遠隔面談の実施 ・健診実施機関による集団健診当日の特定保健指導の実施	
		評価	13,956	99.1%		15.4%
	被扶養者	初回	958	149.7%		19.4%
		評価	756	95.0%		15.3%
	合計	評価	14,712	98.9%	15.4%	

今後の見通し

- ◆ 健診について、被保険者は、健診実施機関の実施状況の管理を徹底するとともに、制度周知及び受診勧奨を目的とした個人への案内について、より効果的な勧奨内容に見直すことにより実施人数を増加させる。また、事業者健診データ提供の同意を得ている事業所分を早期に取得する。被扶養者は、市町村と共催でがん検診を同時受診できる集団健診（コラボ健診）のほか、協会主催の集団健診（まちなか健診）において、加入者のニーズに合った日程・会場・オプションを設定することで実施人数を増加させる。
- ◆ 特定保健指導について、被保険者は、健診実施機関への外部委託による健診当日初回面談の推進のため、令和3年度に引き続き既契約機関への実施体制強化の働きかけを行うとともに外部委託契約未締結機関との契約締結を進める。後日初回面談分は、ICTを活用した遠隔面談を外部委託により実施する。被扶養者は、集団健診当日の初回面談実施により実施人数を増加させる。

健診、保健指導ともにK P Iの達成には至らなかったが、生活習慣病予防健診は、令和1・2年度を上回る実績となった。特定健診は、令和2年度を上回ったものの令和1年度には届かず、コロナ禍による受診控えからの回復途上であると考えている。特定保健指導は、協会保健師等による遠隔面談を積極的に導入し、初回面談の実施件数は令和2年度を上回った。外部委託分は、遠隔面談の委託事業者を2機関に拡大したこと等により、初回面談・評価者数ともに令和2年度を上回った。

自己評価：A

4-2. 糖尿病・高血圧症重症化予防事業の実施

【事業内容】

- 糖尿病・高血圧症未治療者に対する早期受診勧奨の実施。
(受診勧奨対象者見込み18,922人に対して医療機関受診者目標：2,460人⇒13.0%)
- 糖尿病性腎症重症化予防への取組を拡大・継続する。

【K P I】 受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を13.0%以上

実施結果

- ◆ 糖尿病・高血圧症未治療者に対する受診勧奨について、20,459名に対して文書による受診勧奨を実施した。更に、上記のうち未受診および未回答の10,571名に対して、医療職による電話勧奨を外部委託により実施した。併せて、健診直後からの受診勧奨強化のため、保健師による文書での受診勧奨を実施した。
令和2年度健診分（令和2年10月～令和3年9月勧奨通知発送）：
受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合 11.6% (2,250/19,364) ←全国12位
- ◆ 糖尿病性腎症重症化予防事業について、令和3年度は福岡市・糸島市に加え、新たに粕屋地区において糖尿病性腎症重症化予防プログラムを導入した。
対象者798名に対し参加勧奨を行い、67人がプログラムを開始した。
福岡市、北九州市、糸島市、筑紫地区、粕屋地区において会議等で情報交換を行った。

今後の見通し

- ◆ 文書による受診勧奨および外部委託による電話勧奨を引き続き推進するとともに、大規模事業所における未受診者対策を強化する。
- ◆ 糖尿病性腎症重症化予防事業について、市町村等との連携調整により事業展開の地区拡大を図り、勧奨対象者を広げることでプログラム参加者数を増加させる。

糖尿病・高血圧症未治療者に対する受診勧奨については、文書による勧奨に対して反応がない対象者全員に電話による再勧奨を実施した。コロナ禍による受診控えの影響等もあり、勧奨後3か月以内の医療機関受診者の割合についてK P Iは未達成となったものの、全国12位の実績となった。糖尿病性腎症重症化予防事業については、福岡市、糸島市、粕屋地区においてプログラムを推進した。

自己評価：A

4-3. コラボヘルスの推進

【事業内容】

- 各種広報媒体を活用した「ふくおか健康づくり団体・事業所宣言」の拡大により、事業所における健康づくりの取組の推進を図る。
- 健康宣言事業所における取組の質の向上を図る。（アドバイザー派遣、健康づくり優良事業所（ゴールド）認定等）

【K P I】健康宣言事業所数 3,333事業所以上

実施結果

- ◆ 各種広報誌を活用した健康宣言の募集、文書・電話勧奨（外部委託）の実施とともに、令和3年10月に第一生命・アクサ生命と新たに連携協定を締結し、健康宣言実施事業所の拡大につなげた。

【健康宣言事業所数（令和3年度末）】3,667事業所（対前年比+696）

- ◆ 県と連携した健康づくり実践アドバイザーの派遣（電話支援含む）を289事業所（対前年比+88件）へ実施した。宣言内容の取り組み状況の確認や見直し等について専門職の立場からの支援を行い、宣言事業所における取組の質の向上を図った。
- ◆ 各種業界団体（トラック協会・タクシー協会・バス協会）へ協力依頼し、会員事業所への健康づくりの取組に関する働きかけを実施した。
※チラシ等の配布、会報誌への記事掲載など
- ◆ 令和3年度健康づくり優良事業所として、515事業所（対前年比+1件）を認定した。（うちゴールド認定は94事業所 対前年比+25件）
- ◆ 日本健康会議（経産省事務局）の健康経営優良法人2022として、280事業所が認定された。（対前年比+122件）

今後の見通し

- ◆ 各種広報媒体の活用、関係団体への働きかけや生命保険会社との連携協定を活用し、健康宣言事業所の拡大・取組の質の向上を図る。
- ◆ 健康宣言の内容等に関する協会けんぽの基本モデル（※）の普及促進を図るため、各種広報媒体やアドバイザーの活用とともに、関係団体等との連携を強化する。

※協会本部が示した宣言内容等の標準化《特定健診・特定保健指導の数値目標の設定（必須）+α（運動、食事、禁煙等の取組）》

令和5年度からは新規宣言事業所を、令和9年度からはすべての宣言事業所を基本モデルに沿った健康宣言事業所としていく

各種広報媒体を活用した勧奨や生命保険会社との連携協定等により、健康宣言事業所数はK P I を大きく上回った。また、健康づくり実践アドバイザーの利用促進、各種業界団体との連携の開始など、健康づくりの質の向上を図るための取組を推進した。今後は、健診受診・保健指導の利用を基本としたコラボヘルス（健康宣言の基本モデル等）の普及促進を図る。

自己評価：A

5. 医薬品の適正使用を通じた医療費適正化

【事業内容】

- ジェネリック医薬品の使用促進
 - ・ 加入者を対象に、ジェネリック医薬品軽減額通知を送付し、後発品への切り替え促進を図る。
 - ・ 事業所別ジェネリック医薬品使用割合等のデータを活用し、事業所訪問による使用促進を強化する。
 - ・ 医療機関・調剤薬局を対象に、処方状況を掲載したジェネリック情報提供ツールによる訪問、通知を実施する。
- 重複服薬による有害事象発生の抑制、医療費適正化を図るため、薬剤師会と連携し、同一薬効の医薬品を同一保険薬局から重複して受けている者がいる保険薬局に対して、薬局薬剤師による服薬状況の確認を促すため、重複服薬者に関する情報提供を行う。

【K P I】福岡支部におけるジェネリック医薬品使用割合を81.0%以上（令和3年度末時点）

実施結果

- ◆ 令和4年2月の使用割合は81.5%（全国80.5%）となり、K P I は達成見込み
- ◆ ジェネリック医薬品軽減額通知を令和4年2月に約15万件 送付 ※本部においてジェネリック製薬会社の重大事案を考慮し、令和3年8月は中止（令和3年2月の効果測定（全国） 切替率32.7%、効果額約19.2億円/月）
- ◆ 事業所への電話勧奨（外部委託）により、ジェネリック医薬品希望シールの普及促進を実施（約5,800事業所）
- ◆ 県平均に対するマイナスの影響度が大きい医療機関・調剤薬局へ「Ge医薬品に関するお知らせ」（※）を送付（医療機関434件、調剤薬局362件）（※）対象機関のGe医薬品処方状況等、医薬品実績リスト
- ◆ 県薬剤師会と連携し、同一成分・同種同効の医薬品が重複して調剤されている者のリスト（回答書）及び薬局アンケートを調剤薬局へ送付し、当該内容の確認とともに、当該者の来局時においては、必要に応じて疑義照会や患者への服薬指導等を促す取組を実施した。（令和4年3月に、397薬局へ送付）

今後の見通し

- ◆ [加入者・事業所] アビスパ福岡等とのコラボによるジェネリック希望シールの作成、普及拡大を引き続き推進する。
- ◆ [医療機関・調剤薬局] 「ジェネリック医薬品に関するお知らせ」の送付を着実に実施し、ジェネリックへの切替えの促進に資する情報提供を実施する。 ※訪問勧奨は、コロナ禍の状況等を踏まえ実施
- ◆ 令和3年度の県薬剤師会との連携事業は、令和4年度においてレセプト等を活用した効果検証を実施し、今後の医薬品適正使用促進事業の推進につなげる。

ジェネリック医薬品使用割合は、加入者・事業主を対象としたジェネリック希望シールの普及促進等を着実に実施し、K P I を達成見込みである。ただし、ジェネリック製薬会社の重大事案に伴う医薬品の供給不足等の外部要因により、使用割合の伸びは大きく鈍化している。

（令和4年2月：81.5%、対前年同月比：+0.1P）

県薬剤師会との連携事業は、計画通り適切に実施した。

自己評価：A

6. 加入者等の理解促進（広報活動）

【事業内容】

- 各種広報媒体により、加入者の健康に役立つ情報や健康保険制度に関する情報を発信する。
 - ・協会けんぽふくおかだより（毎月全事業所へ発送）
 - ・メールマガジン
 - ・ホームページ
- インセンティブ制度について、取組結果・保険料率への影響等情報提供し、健診受診率など本制度の指標にかかる各種数値を向上させるとともに、加入者の健康増進を図る。
- メルマガ登録者数の拡大を図る。（登録者数約9,000人以上）
- 将来の健康保険制度を担う次世代層の小学5年生（福岡県内）を対象に、家族全体で健康や医療費について考えるきっかけづくりをすることで、次世代層のみならず現役世代の健康づくりや医療費適正化にかかる意識の向上を目的に、医療費の仕組みや健康づくりをテーマにした「かべ新聞コンクール」を実施する。

実施結果

- ◆ 各種広報媒体・本部作成ガイドブック等を活用し、「保険料率（インセンティブ制度等）、コラボヘルス、健診・保健指導、上手な医療のわかり方等」を主な広報テーマとして重点的に情報を発信した。
- ◆ インセンティブ制度に特化した広報誌を作成し、令和2年度の実施結果（福岡支部は25位）や保険料率への影響等について丁寧に説明することで、各指標の実績向上に向けた加入者の理解促進、協力依頼を積極的に実施した。
- ◆ メルマガ登録勧奨を積極的に実施し、登録者は年度末時点で9,419人（対前年比+1,008人）となり目標を上回った。
- ◆ 第2回健康かべ新聞コンクールの実施（対象は県内全域の小学5年生、約47,000名）
[応募総数] 4,127件（対前年比+2,821件） / [アンケート回答数] 3,408件（回答率：82.5%）
※教育委員会等への働きかけ、出張授業（オンライン含め23校）や授業風景の新聞記事掲載等により、応募割合は前年比で約1.8倍、アンケート回答数は前年比+20.2P

今後の見通し

- ◆ 第5期アクションプランに基づく、令和4年度広報の重点項目について積極的に広報する。
「保険料率（インセンティブ制度）、コラボヘルス、健診・保健指導、ジェネリック医薬品、上手な医療のわかり方、申請書様式変更等」
- ◆ 今後本部により示される「広報基本方針」や新たな広報資材（動画、リーフレット等）の動向に留意する。
- ◆ 「令和4年度かべ新聞コンクール」は対象を県内全域の小学5年生・中学2年生に拡大して実施する。

各種広報媒体を活用した制度周知や健康情報等の発信を計画通り実施した。また、保険料率にかかるインセンティブ制度については、専用チラシの作成・配付等を通じ、より重点的な広報を実施した。

「かべ新聞コンクール」については、教育委員会等への働きかけや出張授業等を通じて応募件数の増加を図り、より多くの次世代層やその家族における健康や医療に対する意識の向上等につなげる事業として実施することができた。

自己評価：S

7. 加入者等の理解促進（健康保険委員を通じた活動）

【事業内容】

- 健康保険委員未委嘱事業所への、事業所訪問および文書・電話勧奨等を実施する。
- 健康保険委員を対象とした実務研修会の開催や広報誌の発行をとおして制度周知を図る。
- 健康保険事業の推進及び発展のためにご尽力いただいた健康保険委員を対象とした健康保険委員表彰を実施する。

【K P I】全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を48.0%以上

実施結果

- ◆ 各種勧奨を通じ、年度末の委嘱者数は9,552名（前年度比+1,627名）
委嘱カバー率：48.3%（前年度比+3.4%）とし、K P Iを達成
 - ・ 文書勧奨（新適事業所／3,906件、既存事業所／29,923件実施）
 - ・ 電話勧奨（委託：被保険者12～99人の4,917事業所） ※訪問勧奨は中止
- ◆ 労働局等と共同による「メンタルヘルス対策セミナー」を県内4会場・WEB（Zoom）で開催（7～8月）（計340名出席）
- ◆ 実務研修会「健康保険サポーターゼミナール」を県内2会場で計4回開催（10月）（計235名出席）
※専用ホームページでYouTube動画掲載（11～12月）
- ◆ 専用広報紙「KENPO'S通信」の発行（計5回）、専用ホームページの新規開設等、制度周知及び健康情報等を発信した。
- ◆ 健康保険委員功労者表彰式を11月に開催し、42名の方々へ表彰の伝達を実施した。

今後の見通し

- ◆ 各種広報媒体を活用した健康保険委員の委嘱拡大を引き続き推進し、加入者等の理解促進の向上につなげる。
- ◆ 実務研修会「健康保険サポーターゼミナール」や労働局等との共同による「メンタルヘルス対策セミナー」など、引き続き健康保険委員のニーズに対応した研修会を実施する。
- ◆ 健康保険委員専用ホームページを活用し、専用広報誌等の電子媒体による情報提供や動画研修の展開など、健康保険委員への積極的な情報発信により加入者等の理解促進につなげる。

健康保険委員の委嘱者数（委嘱カバー率）の拡大を図るため、文書・電話勧奨（職員・外部委託）を積極的に実施し、K P Iを達成した。また、実務研修会の開催（集合・動画等）や専用広報誌の発行、専用ホームページの新規開設等により、制度や健康情報等について、より効果的・効率的な情報発信を実施した。

自己評価：A

8. メタボ該当者への健診前通知事業

【事業内容】

- 特定保健指導該当者の減少を目的に、令和2年度特定保健指導該当者（36歳以上65歳未満）に対して、令和3年度健診前（2～3か月）に対象者の減量目標値に応じた通知を送付し、特定保健指導レベルの改善率向上を目指す。

※4面圧着ハガキ。前回の腹囲と体重、減量目標体重（3kg以下、4kg以上）。

実施結果

- ◆ 令和3年度健診前通知の送付／55,786件（令和3年5月～令和4年3月の計11回）

- ① [減量目標値3kg以下の者] 自発的な健康行動を促す通知（積極的支援7,691件／動機づけ支援3,916件）
- ② [減量目標値4kg以上の者] 特定保健指導の利用を促す通知（44,179件）

また、上記①のうち、動機づけ支援対象者への通知内容を見直し

⇒健診結果の数値の表示など、より行動変容につながると思われる内容に変更

＜参考＞令和2年度（下期）に実施した令和元年度事業評価

[減量目標値3kg以下の者] 積極的支援（ナッジあり）は、特保改善率が対照群と比較して有意に高かったが、動機づけ支援では統計学的に有意な結果は得られなかった。

- ◆ 令和2年度事業の評価／減量目標値（3kg以下／4kg以上）に応じた通知を送付。全体的な傾向として、コロナ禍による健診受診時期のずれ等により介入群と対照群で統計学的な有意差は得られなかったが、若年層（36～39歳）は、改善割合が多い傾向が認められた。

今後の見通し

- ◆ 令和2年度事業の評価では、全体的な傾向として、介入群と対照群で統計学的な有意差は得られなかったが、令和4年度も引き続き通知送付を継続し、特定保健指導対象者からの脱出を促す。また、若年層（36～39歳）にはナッジ等を用いた新デザインによる通知でその効果を検証し、特定保健指導対象者を入り口で減らす取り組みを実施する。

特定保健指導レベルの改善率（特保該当者の減少等）の向上を図るため、対象者の拡大（60～64歳の者）、対象者の減量目標値・特保レベルに応じた健診前通知の見直しを適切に実施した。（効果検証は令和4年10月以降に実施予定）
また、令和2年度事業の評価結果を基に、令和4年度以降の通知デザインの見直しを実施する。

自己評価：B

9. 地域の医療提供体制への働きかけ

【事業内容】

- 地域医療構想調整会議の場において、協会における医療データ等の分析結果や国、県等から提供された医療データ等を活用するなど、エビデンスに基づく効果的な意見発信を行う。
- 各地区の国保運営協議会では加入者の不利益になるような施策が実行されないよう意見発信を行う。

【K P I】効果的・効率的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を実施する。

実施結果

- ◆ 「地域医療構想調整会議への被用者保険者の参加率」は53.8%（13医療圏の内、協会けんぽ5区域・健保組合2区域に参加）
- ◆ 「久留米」「北九州」「朝倉」区域の地域医療構想調整会議（書面開催）において、加入者視点での意見発信（※）を実施したものの、医療データ等を活用した内容ではなかったため、KPIの達成には至らなかった。
※地域医療支援病院における責務の追加等について
特に災害時など、医療圏の範囲を超えて人の移動が発生することが想定され、地域限定型の医療ネットではなく、全国規模での情報閲覧が可能なマイナンバー（オンライン資格確認）システムの利用推進と医療機関における閲覧可能情報の拡大に向けた行動が必要
- ◆ 国保運営協議会においては、単年度収支における赤字補填のための一般会計からの繰り入れ（法定外繰り入れ）について、協会けんぽ加入者にとっては保険料の二重払いとなるものであり、安易に行われることがないようけん制するとともに、財政の健全化に向けて、医療費適正化等の取組の推進が必要である旨の発言を実施した。

今後の見通し

- ◆ 地域医療構想調整会議の開催状況について注視し、地域医療構想の実現の円滑化に向けて医療データ等を活用した意見発信を実施する。
- ◆ 国保運営協議会では、引き続き、法定外繰り入れの実施についてけん制するとともに、健診・保健指導の推進や国保税収納率の向上、ジェネリック医薬品の使用促進など医療費適正化の取組の推進について意見発信を行う。

コロナ禍の影響で、地域医療構想調整会議や国保運営協議会の多くがオンラインまたは書面開催となったため、意見発信の機会が例年よりも制限されたが、各種会議において保険者の立場から加入者視点での意見を発信することができた。

自己評価：B